

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百八十回 貨幣制度の話 その一

南出喜久治（令和7年11月15日記す）

かてともの たみがすべてを つくりだす かねはこれらの あはせかがみよ
(食料と商品、民が全てを作り出す、通貨はこれらの合はせ鏡よ)

貨幣制度の話といふのは、國體護持總論の第六章でまとめて述べてゐるので、それを見てもらつたら良いが、これをこのまま繰り返しても仕方がないので、思ひついたことを徒然なるままに述べてみたい。

まづ、貨幣の本質を踏まへての話から始める。

物々交換の場合は、お互ひが交換したい物が一致しなければならない。お互ひが相手の持つてゐる物を交換したいときに成立するので、別の物との交換を望んでゐるときは成立しない。さうすると、だれもが一定の価値を認める物を介在させる必要が出てくる。

それが金であつたり、銀であつたり、コメであつたりする。これが商品貨幣である。

商品貨幣を介在させれば、あらゆる物を商品貨幣で手にすることができる。

しかも、物だけではなく、労働も買へることができる。財とサービスといふ商品の取引ができる。

ところが、商品貨幣だと、重くて運ぶのが不便だつたり、管理や保管が難しきつたりする。金であれば、経年変化しないが、保管が大変であつたり持ち運びに苦労する。さうすると、商品貨幣の代用として、貨幣の価値を保証する証人（民間）や国家が金属貨幣、紙幣を発行することによって価値を保証して流通させることができる。

その貨幣発行権について、主な世界の国家において、民間が国から奪ひ取つて今日に至つた歴史が貨幣制度の歴史であつた。

ともあれ、貨幣と人が生み出す価値物とが対応するのであれば、貨幣総量と価値物の総量の影絵のやうなものとして均衡しなければならず、価値物が増加し、あるいは消費などで消滅すれば、それに対応して貨幣総量も増減しなければならないものであるが、これがあまり認識されてゐない。

財やサービスの価値物を生むのは、人の営みであつて、本来は貨幣の発行は、その労働によつて価値を生む人ができるはずである。本来は、その貨幣発行権を国が譲渡を受けるといふことで成り立つはずである。

つまり、建国といふのは、国民が持つてゐる貨幣発行権を国家が国民から譲り受け、さらに国民に対する租税徵収権を国家が取得するといふ現象なのである。

これらはいづれも国家が無償にて国民から取得したとすることができるであらうか。

これが初めに考へなければならない課題なのである。